

## 感染性疾患による出席停止について

お子様が感染性疾患に罹患したと診断された場合、学校保健安全法第19条の規定により、感染のおそれなくなるまでの期間、出席停止を指示します。ご家庭において、医師と相談の上適切な処置をとられますようお願いいたします。

### 出席停止期間の目安

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MARS)、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症(発熱)後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎(はやり目)	
	急性出血性結膜炎(アポロ病)	
その他の伝染病として 発疹性水疱性口内炎(手足口病) ヘルパンギーナ 伝染性紅斑(りんご病) 溶連菌感染症 感染性胃腸炎 マイコプラズマ肺炎 等	条件によっては出席停止の措置がとられ、医師において感染のおそれがないと認められるまで	

出席停止期間を参考に、医師に相談後、登校させて下さい。その際、「出席許可証」を保護者で記入して学校へご提出下さい。